

十分一山フライトエリアルール

十分一山フライトエリアは、南陽市の協力により出来たエリアで、南陽市ハンググライダー部会が管理するハンググライダーとパラグライダーのフライトエリアです。当エリアのフライトする場合は、必ず南陽市ハンググライダー部会のフライト許可証の発行を受けてください。今後、フライトエリアを末永く利用していく為にも以下のことを厳守してください。

1. フライト許可証

フライト許可証とは、年間許可証及びビジター許可証をいう。

フライト許可証の発行を受けるには、南陽市ハンググライダー部会指定受付において登録名簿を作成し、写真(23×27)二枚とエリア許可証とフライト許可証発行料を納める。

ビジターフライト許可証は、部会指定受付においてエリア使用料とフライト許可証発行料を納める。

年間許可証 一年度 (4月1日 - 3月31日) 15,750 円

ビジター許可証 一日 (受付日に限り) 1,500 円

団体ツアーフライトは教員が代表してフライト許可証を受けることが出来る。

当部会はフライト許可証の発行を拒否あるいは、取り消すことが出来る。

フライトのためにエリアにいる場合は、身体の外部的に見える場所に許可証を所持すること。(団体の教員、又は代表者が所持すること。)

2. 入山チェック

フライとするときは、部会指定受付の入山ノートに必要事項を記入のうえ、テイクオフへ上がること。

3. フライトの規制

十分一山フライトエリアを利用する場合は、以下を厳守してください。

単独フライトは禁止する。但し、フライトを監視するものがいればよい。

トップランディングは禁止する。(緊急の場合は除く)

エリア外、内道路でセットアップ、ブレークダウンは禁止する。

安全なヘルメットを装着すること。

三ヶ月以内にリバックされた緊急パラシュートを装着すること。

指定道路以外でのランディングへの車の乗り入れは禁止。

ランディング農道は地元作業者を優先とし時速 20 km以下の徐行運転とする。